



特定非営利活動法人POTA POTA 就労支援事業部 ニュースレター

ぽ
た

11月相談コーナー報告 (於：就労センター「街」)

「 今から ここから 」

本格的な冷たい雨降りの日。足元をビショビショに濡らしながら集まりました。



(写真：天気の良い日の就労センター「街」1Fはパン屋さんです)

グループホームに入居し親元を離れての暮らしを始めた方、しばらく離れていた仕事の機会が訪れた方、結婚されたスタッフなど、それぞれの思い切って踏み出した一歩、それが暮らしに節目をもたらしている今があり、その中での思いや戸惑いや希望を語り合いました。その一方、膝や腰の痛みが去らず、この辺が潮時かと仕事から離れることが脳裏をかすめる時があると語る方もあり、現役を離れた自分の今と重ねてその思いをお聞きしました。いずれにしろこの日集った一人ひとりの「今からここから」に思いを馳せる集いでした。

最後にこの「相談コーナー」の集いへの思いが



語られました。

●すごく親身になって聞いてくれる場。皆に会えてうれしい。1月はどんな内容でも楽しみ。

●会場が転々とするが、いろいろな施設を知ることが出来、実際に行って勉強になった。1月はメニューを決めたりとかスタッフ当事者一緒になってやっていければよい。

●新しいところ（グループホームや仕事）へ踏み出せるのはこの場で話を聞いてもらい共感してもらえるから。1月は料理・音楽とか…。

今回は1月。震災からの復興や放射能の心配など気がかりなことを背負っての新年。皆様には少しでもよい年でありますように（浅海）



情報アラカルト
役立つ情報を皆さんへ



新法『障害者総合福祉法』の制定

障害者自立支援法は2013年8月までの廃止が決まっています。自立支援法を廃止した後
に制定される新法に向けて政府の「障がい者制度改革推進会議・総合福祉部会」は今年8月
末、「骨格提言」を取りまとめました。

骨格提言は、「障害のない市民との平等と公平」「すべての障害者を対象とした施策の充
実・実現を目指す」「障害者本人の意向を最大限尊重して支援内容を決定する」「障害に伴う
必要な支援は原則無償とする」こと一など10項目を求めています。

昨年4月には推進会議のもとに、障害者および家族、そして多くの関係者による「総合福祉
部会」が設けられました。作業部会はメンバーの過半数を障害の当事者とし、当事者の声を反
映するための新しい仕組みが検討されました。「障害者権利条約」と、自立支援法訴訟の
「基本合意文書」を指針に、さまざまな立場の構成員が議論を重ね「私たち抜きに私たちのこ
とを決めないで!」という条約の基本精神に基づいて運営された画期的なものです。

今年8月30日に「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」が、構成員55
人の総意としてまとめられました。昨年6月にまとめられた「障害者制度改革の推進のため
の基本的な方向(第一次意見)」では、障害者基本法改正、障害者総合福祉法、障害者差別禁
止法制定などの改革のロードマップが示されました。その後、第一次意見を受けて、「制度の
谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援の整備等を内容とする障害者総
合福祉法の制定に向け、平成24年通常国会への法案提出、25年8月までの施行を目指す」
などとした閣議決定がなされました。

障害者自立支援法から障害者総合福祉法における支援体系への転換

～提言では、支援(サービス)体系について以下のように説明しています～

障害者総合福祉法の支援体系は、障害者権利条約を踏まえ、障害者本人を主体(自律・自己
決定)として、地域生活が可能(施設・病院から地域自立生活への移行を含む)となるような
支援体系として構築する必要がある。また、障害者自立支援法の「介護給付」「訓練等給付」

「地域生活支援事業」といった体系は、介護保
険との整合性を意識した制度構築の結果であ
り、さらには「介護給付」という名称も、その
ニーズと支援実態を適切に表しているとは言い
難い上に、介護保険の「介護保険給付」との混
同も生みかねない。また、障害程度区分は介護
給付の利用に対してのみ適用されているが、障
害程度区分の廃止に伴い「介護給付」と「訓練
等給付」に分ける必要性はなくなる。

予定される支援は次の通り。



A全国共通の仕組みで提供される支援

- 1、就労支援 2、日中活動等支援 3、居住支援 4、施設入所支援 5、個別生活支援
- 6、コミュニケーション支援及び通訳・介助支援 7、補装具・日常生活用具 8、相談支援
- 9、権利擁護

B地域の实情に応じて提供される支援 - 市町村独自支援

・福祉ホーム ・居住サポート ・その他(支援決定プロセスを経ずに柔軟に利用できる支援等)

C支援体系を機能させるために必要な事項

- 1、医療的ケアの拡充 2、日中活動の場等における定員の緩和等 3、日中活動の場への通所保障
- 4、グループホームでの生活を支える仕組み 5、グループホーム等、暮らしの場の設置促進
- 6、一般住宅やグループホームへの家賃補助 7、他分野との役割分担・財源調整

精神障害者ステップアップ雇用制度

＝精神障害者を対象に設けられた制度です＝

近年、障害者の就労支援は、様々な取り組みや法制度化が進んでおり、精神障害者の就労支援についても注目されています。その特性に鑑み、短時間から期間をかけて実施するという支援制度が始められました。

ステップアップ雇用は、今までのトライアル雇用の精神障害者版とも言えるものです。

ステップアップ雇用とは、精神障害及び発達障害のある方の職場への適応状況等に応じて徐々に就労時間を延長し、**週20時間以上働くことを目指して**いくものです。

ハローワークの紹介(求人申し込みを行う)により雇い入れ、事業主と対象労働者との間に有期雇用契約を締結して実施します。契約期間は原則として3か月以上12か月以内です。ただし、契約期間が12か月未満の場合でも事業主と対象者が合意する場合は、当初の契約期間を含め最長12か月まで延長することができます。

また、1週間の労働時間は、原則として**週10時間以上**で、10時間以上であれば、対象者の職場適応状況や体調等に配慮し、必要に応じて時間の見直しを行うことができます。

ステップアップ雇用期間中の労働条件は、労働基準法等の労働関係法令に基づき定める(最低賃金が保障される)必要があります。ステップアップ雇用期間を途中で中断して常用雇用に移行することもできます。ステップアップ雇用の期間を経過し、常用雇用に至らなかった場合は、契約期間満了による終了となります。

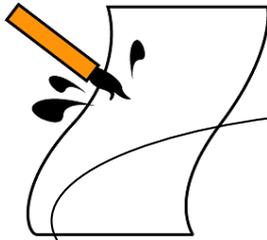
ステップアップ雇用の実施に当たり、ハローワークや地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等の支援機関が、必要に応じて対象者の職場適応等について、助言や援助等を行います。

精神障害者及び発達障害者2人以上5人以下のグループでステップアップ雇用を実施し、支援担当者を選任して対象者の支援を行う場合は、ステップアップ雇用奨励金に加えて、グループ雇用奨励加算金が支給されます。

ステップアップ雇用奨励金は、就労を予定していた日数に対する実際に就労した日数の割合に応じて支給(最大・月額25,000円)されます。また、グループ雇用奨励加算金は、1グループに月額25,000円が最大12か月間支給されます。



1月の相談コーナーのお知らせ



新年を祝い楽しむ会

おしるこで

2012年も温かくはじめましょう!



- * お汁粉の材料を用意いたしますので、皆さんと一緒に作りましょう。
- * 参加費は無料です。どなたでもお気軽にお越し下さい。
- * 新年の抱負や近況、よろず相談など何でもおしゃべりしたいですね。

日時 平成24年1月21日(土) 13:30~16:00

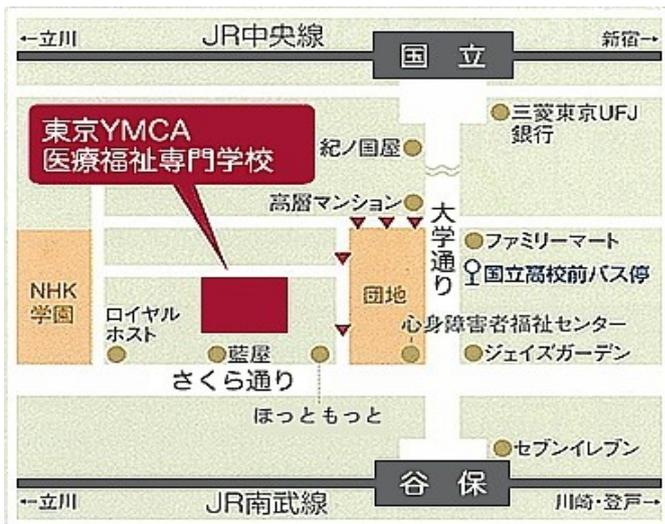
会場 東京YMCA医療福祉専門学校(東京都国立市富士見台2-35-11)

【お問い合わせ先】 メールまたはファックスでお願いいたします。

POTA就労支援事業部 メール pota-shien@hotmail.co.jp ファックス (042)577-5506

(当日の連絡先: 東京YMCA医療福祉専門学校 OT学科 加藤 042-577-5521)

【地図】



- JR南武線「谷保駅」徒歩8分
 - JR中央線「国立駅」徒歩17分
- バス利用の場合、南口バスロータリー左側 3番(京王バス)、4番(立川バス)乗り場、いずれも3つ目「国立高校前」下車 徒歩3分
- ※バス内で最寄停留所アナウンスあり



手と手、心と心をつなぐ

特定非営利活動法人POTA
就労支援事業部

<http://www.npota.com/>

ニュース不要な方はお申し出ください。

連絡先 POTA 加藤

(東京YMCA医療福祉専門学校内)

メール pota-shien@hotmail.co.jp

住所 東京都国立市富士見台2-35-11

FAX 042-577-5506